

議案第30号

幕別町立幼稚園設置条例の一部を改正する条例

幕別町立幼稚園設置条例（昭和52年条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条及び第4条を次のように改める。

（職員）

第3条 幼稚園に園長、教諭、事務職員その他必要な職員を置く。

（保育料）

第4条 幼稚園に入園した幼児（以下「園児」という。）の保護者又は扶養義務者は、別表第1に規定する保育料を納付しなければならない。

2 月の中途において保育の利用を開始し、又は終了した場合は、別に定めるところによりその月の保育料は日割計算とする。

第6条を第8条とする。

第5条の見出しを「（保育料等の減免）」に改め、同条第1項ただし書中「、又は」を「又は」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 町長は、必要があると認めるときは、保育料又は延長保育料（以下「保育料等」という。）を減免又は納付の期日を延期することができる。

第5条第3項を削り、同条を第6条とし、同条の次に次の1条を加える。

（保育料等の納付期限）

第7条 保育料等の納付期限は、毎月指定する期日までとする。ただし、町長は、必要があると認めるときは、別に納付期限を定めることができる。

第4条の次に次の1条を加える。

（延長保育料）

第5条 延長保育を利用する園児の保護者若しくは扶養義務者は、あらかじめ町長の承認を受けるとともに延長保育料を町長に納付しなければならない。

2 延長保育料の額は、別表第2に定めるとおりとする。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1（第4条関係）保育料金表

階 層 区 分		保育料の額（月額）
第1階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。）	0円
第2階層	第1階層を除く市町村民税非課税世帯（市町村民税均等割のみ課税世帯を含む。）	2,000円
第3階層	第1階層及び第2階層を除く市町村民税課税世帯であって、所得割課税額の区分が次の区分に該当する世帯	7,000円
第4階層	所得割課税額 77,100円以下	
第5階層	所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	
		所得割課税額 211,201円以上

備考

- 1 この表の第2階層における「均等割」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同項第2号の所得割を計算する場合には、同法第314条の7、第314条の8、同法附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は、適用しないものとする。
- 2 4月から8月までの月分の保育料の額にあつては前年度分の所得割課税額を基に、9月から翌年3月までの月分の保育料の額にあつては当該年度分の所得割課税額を基に決定するものとする。
- 3 園児の属する世帯の階層区分を証明することができない場合は、当該世帯については、第5階層にあるものとみなしてこの表を適用する。
- 4 園児の属する世帯が次に掲げる世帯の場合で、次表に掲げる階層に認定された場合は、この表の規定にかかわらず、それぞれ次表に掲げる保育料とする。
 - (1) 「母子世帯等」 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第17条及び第31条の7に規定する配偶者のない者で現に園児を扶養しているものの世帯
 - (2) 「在宅障害児（者）のいる世帯」 次に掲げる児（者）を有する世帯を

いう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者

ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

エ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児又は国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

(3) 「その他の世帯」 保護者の申請に基づき、生活保護法（昭和25法律第144号）に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	保育料の額（月額）
第2階層	0円

5 第2階層から第5階層までの世帯であって、同一世帯で2人以上の満3歳から小学校3年生までの範囲内の児童が幼稚園、認定こども園に入所又は小学校に就学している場合において、次表の第1欄に掲げる園児については、第2欄により計算して得た額を保育料の額とする。

第1欄	第2欄
ア 1人就園の場合及び同一世帯から2人以上就園している場合の最年長者（第1子）	保育料金表に定める額
イ 同一世帯から2人以上就園している場合の次年長者（第2子）	保育料金表に定める額 ×0.5
ウ 同一世帯から3人以上就園している場合の上記以外の園児（第3子以降）	0円

(注) 算出した額に10円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

別表第2（第5条関係）

区分	保育料の額
延長保育料	1人1時間当たり200円

備考 延長保育料の1月当たりの限度額は、4,000円とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。